



税制のメリットがある NISAについてご存知ですか？

通常、株式や投資信託などから得られた配当や譲渡益は所得税や住民税の課税対象となります。NISAは、新規購入分を対象に、その配当や譲渡益を最長5年間、非課税にする制度です。

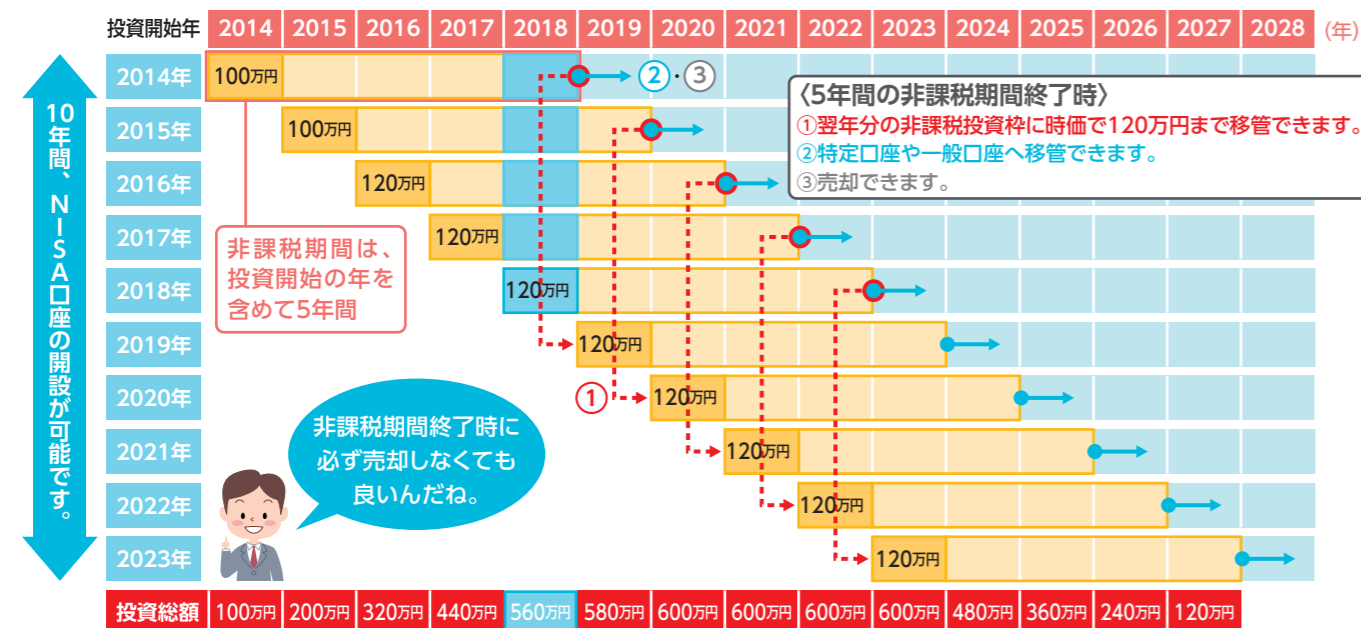


NISAのポイント

- ポイント1** 毎年120万円*まで非課税
毎年120万円*までの新規投資が非課税の対象です(超える分は課税対象となります)。
*2015年までは100万円。
- ポイント2** 非課税期間は最長5年間
投資を始めた年から非課税期間は最長5年間。途中売却ももちろん可能です(売却部分の非課税投資枠は再利用できません。また非課税となる投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません)。
- ポイント3** 最大600万円の投資額
最長5年で非課税投資額は最大600万円。
非課税投資が可能な期間は2014年1月から2023年12月までの10年間です。
- ポイント4** 対象は投資信託等
株式投資信託・上場株式等の譲渡所得・配当所得が非課税となります。
- ポイント5** 20歳以上の方が利用可能
日本に居住する20歳以上の個人の方であれば非課税口座を開設できます。

*分配金再投資型の投資信託では、分配金は新たな非課税枠を使用してNISA口座に預け入れます(非課税枠がない場合は、一般口座または特定口座に預け入れます)。

●NISAのイメージ図



※上記はイメージ図です。

この間、非課税で投資できる金額は総額で最大600万円

NISA口座開設の手続き

NISA口座を当行にて開設することが可能です。すべての金融機関を通じておひとりさま年間1口座のみ開設できます。複数の金融機関に同時に開設することはできません。

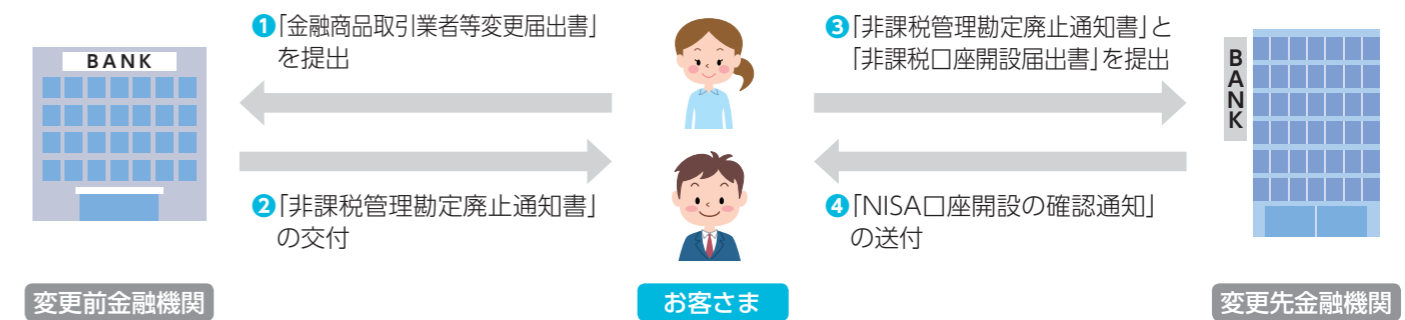


NISA口座開設に必要な書類

お申込みの際は、
 ①非課税適用確認書交付申請書 兼 非課税口座開設届出書
 ②住民票
 などが必要となります。
 ※詳しくは専用パンフレット等をご覧ください。

金融機関変更の流れ

NISA口座を開設する金融機関の変更(1年単位)が可能です。NISA口座を開設する金融機関の変更手続きの流れについて見てみましょう。



- 証券会社と、銀行・郵便局等では、NISAを利用して購入できる商品に違いがあります。NISA口座で購入される上場株式や株式投資信託等の商品内容を十分にご検討のうえ、開設する金融機関等をお選びください。
- 八千代銀行で開設いただいたNISA口座では、年間120万円まで(約定金額。購入手数料は含まれません)当行で取り扱う公募株式投資信託の購入を行うことができます。上場株式や上場投資信託(ETF等)は取り扱っておりません。

- ★NISA口座で保有している投資信託を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。また、分配金再投資は新たに非課税投資枠を使用してNISA口座に預け入れます(非課税投資枠がない場合は、一般口座または特定口座に預け入れます)。
- ★非課税となる投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- ★NISA口座での損失は、特定口座や一般口座で保有する他の投資信託の売買益や配当金との損益通算ができず、当該損失の繰越控除もできません。
- ★投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISAにおいては制度上のメリットを享受できません。



新たにはじまるジュニアNISAについて見てみましょう。

2016年から未成年者のNISA口座開設が可能となりました(ご利用は2016年4月から)。子どもの将来に向けた資産運用のための制度です。

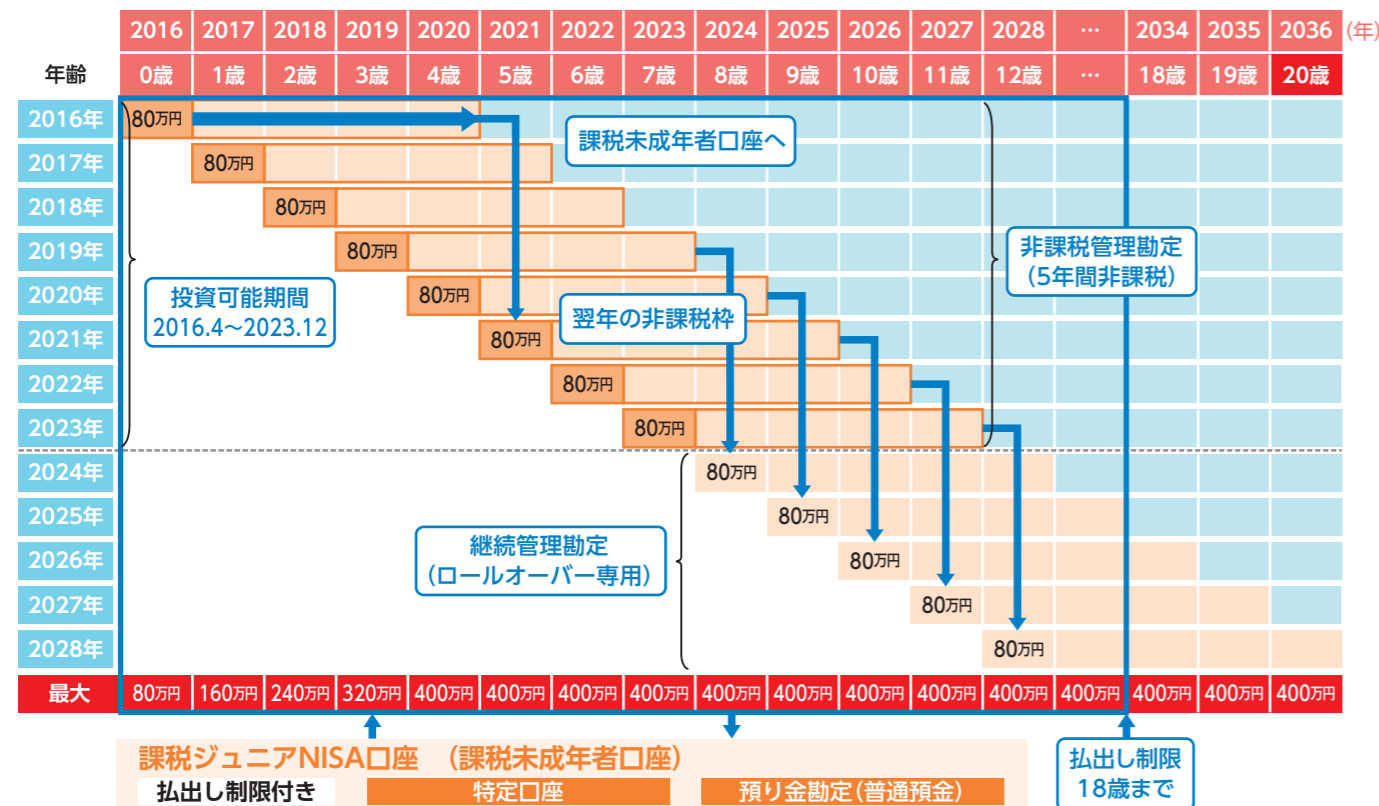


ジュニアNISAのポイント

- ポイント1** 毎年80万円まで非課税
- ポイント2** 非課税期間は最長5年間
投資を始めた年から非課税期間は最長5年間。
途中売却ももちろん可能です(売却部分の非課税投資枠は再利用できません)。
- ポイント3** 最大400万円の投資額
最長5年で非課税投資額は最大400万円。
非課税投資が可能な期間は2016年4月から2023年12月までです。
- ポイント4** 対象は投資信託等
株式投資信託・上場株式等の譲渡所得・配当所得が非課税となります。
- ポイント5** 20歳未満の方が利用可能
日本に居住する20歳未満の個人の方であれば非課税口座を開設できます。

※ジュニアNISA口座では当行で取り扱う公募株式投資信託の購入を行うことができますが、NISAと違い開設後に金融機関を変更することができませんのでご注意ください。

ジュニアNISAのイメージ図

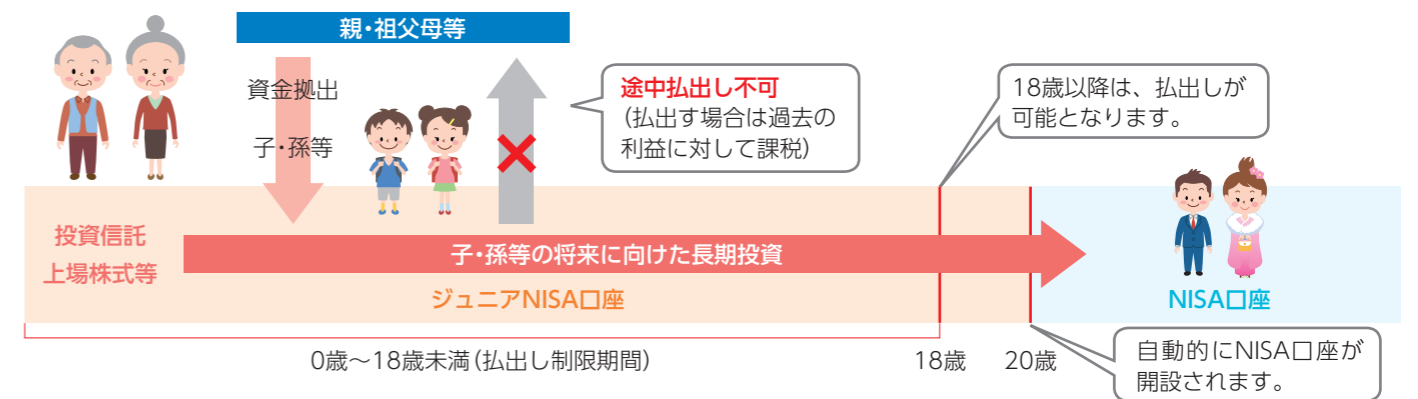


NISAとジュニアNISAの違いを確認しましょう

	NISA	ジュニアNISA
対象年齢	日本在住で20歳以上 ^(注1)	日本在住で0歳~19歳 ^(注2)
非課税投資上限額(年間)	2016年1月から: 120万円 2015年まで: 100万円	80万円
非課税対象	株式投資信託、上場株式等 ^(注3)	株式投資信託、上場株式等 ^(注3)
非課税期間	投資した年から最長5年間	投資した年から最長5年間
投資可能期間	2014年1月~2023年12月	2016年4月~2023年12月
払出制限	なし	18歳までは途中払出し制限あり ^(注4)
運用口座の管理	本人	親権者等が代理 ^(注5)
必須提出資料	基準日住所がわかる住民票等	マイナンバー
金融機関変更可否	可能	不可能

- (注1) 開設する年の1月1日時点で20歳以上になっている場合
- (注2) 開設する年の1月1日時点で19歳以下である場合
- (注3) 当行で開設するNISA・ジュニアNISA口座では、当行で取り扱う公募株式投資信託が対象となります。上場株式や上場投資信託(ETF等)は取り扱っておりません。
- (注4) 災害等による場合を除いて、「3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日」まで、払出しができません。万が一払い出す場合には、ジュニアNISA口座が廃止され、過去の取引において非課税の取り扱いがなかったものとみなされて払出し時に課税されることとなります。
ジュニアNISAからの払出しは、原則として口座開設者本人の同意が必要になります。口座開設者が年少で同意が確認できない場合、資金が口座開設者本人のために使われること(資金の用途)を確認させていただきます。
- (注5) ジュニアNISA口座開設や払出し、ご解約は、口座開設者の法定代理人のお申込・お手続きが必要です。また、ジュニアNISAを利用したお取引について、当行ではあらかじめご指定いただいた法定代理人の方1名が運用管理者となり、運用のご指図を行うものといたします。
ジュニアNISAから払出された資金が口座開設者本人以外の方のために消費された場合、贈与税等課税上の問題が新たに発生する可能性がありますのでご注意ください。

ジュニアNISA制度の仕組み



- ジュニアNISAへの資金拠出については、あらかじめ贈与等を済ませた口座開設者本人の資金であることが必要です。当行では、ジュニアNISA専用普通預金口座へのご入金、一旦ご本人さま名義の別の普通預金口座へご入金いただき、そこから振り替えていただくようお願いいたします。
- 贈与を受けた資金は贈与税の課税対象となり、贈与を受ける方1人につき、1年間の贈与税が贈与税の基礎控除額110万円以内であれば非課税となります。なお、ジュニアNISAの非課税投資枠の上限は年間80万円です。
- 当行では、ジュニアNISA制度を利用する場合においてのみ、未成年者の投資信託のお取引を受付いたします。万が一、重複申請等により当行でジュニアNISAのご利用ができないときは、投資信託保護預り口座およびジュニアNISA専用普通預金口座のご解約をお願いいたします。
- その他NISAについて共通注意事項がP8の★に記載されていますので、ご確認ください。